

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱

制 定 建 住 再 第 168 号 令和 4 年 9 月 9 日
最近改正 建 住 再 第 120 号 令和 7 年 5 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市内のマンションの管理組合が計画修繕工事を適時適切に実施するために行う建物や設備の劣化診断調査や長期修繕計画作成に要する費用の一部を横浜市が補助することにより、長期修繕計画の作成を促進し、マンションの適正管理の推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション

2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）のあるものをいう。

(2) 管理組合

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。

(3) 長期修繕計画

将来予想される修繕工事等を計画するとともに、必要な費用を算出し、月々の修繕積立金を設定するために作成するものをいう。

(4) 計画修繕工事

長期修繕計画に基づいて計画的に実施する修繕工事及び改修工事をいう。

(5) 劣化診断調査

マンションの計画修繕工事の実施に向けた長期修繕計画の作成又は見直しを目的として、建物の劣化の状況、修繕の箇所、時期、工事の方法及びその工事の所要金額に関する調査等を行うことをいう。

(6) 耐震診断

横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱に基づき、耐震判定機関等（横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する機関）により耐震診断の結果の妥当性について評価を受けることをいう。

(補助対象マンション)

第 3 条 この要綱による補助の対象となるマンションは、次に掲げる第 1 号から第 3 号までの要件全て、又は、第 2 号から第 4 号までの要件全てに該当するものとする。

(1) マンションの所在地が横浜市内かつ別表の横浜市マンション管理適正化指針で定める助言・指導・勧告を行う判断基準の目安で定める項目に 1 つ以上該当するマンションの管理組合のうち、次の条件を満たすこと。

ア 総会が年 1 回以上開催されている。

イ 管理規約がある。

ウ 長期修繕計画を作成していない又は作成から15年以上見直しをしていない。

(2) 長期修繕計画の作成又は見直しを実施すること及びその経費について当該マンションの管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされていること。

- (3) 横浜市マンション登録制度要綱に基づくマンション登録を行っていること。
- (4) 横浜市管理計画認定制度の認定を受けたマンション又は認定申請の総会決議済みのマンションの管理組合のうち、次の条件を満たすこと。

ア 作成を予定している長期修繕計画に次のいずれかが盛り込まれている。

- (ア) 屋上断熱及び外壁断熱、窓の断熱改修（外窓改修（カバー工法）、真空ガラス等への交換）
- (イ) その他共用部分の設備（昇降機や集会室等の設備など）高効率化
- (ウ) 太陽光発電設備の設置
- (エ) 蓄電池設備の設置

イ 上記の実施時期は、計画期間内の1回目の大規模修繕までとする。

- 2 住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションにあっては、住宅部分に係る費用のみを補助対象とする。

（実施の範囲）

第4条 市長は、本事業を当該会計年度の予算の範囲内で行うものとし、必要に応じて会計年度ごとに予定件数並びに第7条第1項に規定する申請の受付期間等を定めることができる。

（補助対象経費等）

第5条 市長は、第3条に規定するマンションの管理組合に対し、第2項及び第3項に掲げる費用を補助することができる。ただし、第3条に規定するマンションの管理組合のうち、同条第1項第1号の要件に該当しないものについては、第3項に掲げる費用のみを補助することができる。

- 2 次の各号に掲げる項目について行う劣化調査診断に要する委託費用とする。ただし、耐震診断に係る費用は補助対象外とする。

- (1) 外壁、内壁、天井、床等の住宅本体に関する調査
- (2) 屋上又は屋根、バルコニー、共用廊下等の防水に関する調査
- (3) 給排水管及びその設備（高架水槽、受水槽等を含む。）に関する調査
- (4) 電気、ガス、通信、消防、エレベーター、機械式駐車場等の設備に関する調査
- (5) 手すり、扉、階段、配管などの鉄製品、金属製品、及び配線等に関する調査
- (6) その他、補助を行うのが適切であると市長が認める調査

- 3 長期修繕計画の作成に要する委託費用

- 4 補助金額は、前2項に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額除く。）に2分の1を乗じて1,000円未満を切り捨てて得た額とし、それぞれ20万円を限度とする。

- 5 市長は、同一の申請者に対し、第2項及び第3項に掲げる委託費用に関し、それぞれ一回ずつ補助することができる。

- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、同一の会計年度においては、第2項及び第3項に掲げる委託費用の両方に対して補助を行うことはできない。ただし、第2項及び第3項に掲げる委託を同時に行う場合はこの限りではない。

（申請者）

第6条 本事業の申請者は、マンションの管理組合とする。申請手続きについて、代理者が申請を行う場合には委任状を添えなければならない。

（補助事業の完了期日）

第7条 本事業は、当該年度の1月末日までに完了し、同日までに第15条に定める事業実績報告を行わなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金交付申請）

第8条 本事業を申請するマンションの管理組合は、補助事業を実施する前に、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に関する証書（第2号様式）及び総会議事録
 - (2) マンション管理組合の管理規約
 - (3) マンションの案内図、配置図等
 - (4) 補助対象経費の項目・内容が把握できる書類の写し（見積書）
 - (5) マンションの検査済証又は確認済証の写し、建築確認申請台帳記載証明
 - (6) 委任状 ※代理者が申請を行う場合
 - (7) 補助対象経費算出根拠資料 ※併設用途がある場合
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請を行った申請者は、次条第1項の規定により補助金交付決定を受ける前に、補助事業の実施に係る事業者との契約の締結及び事業に着手をしてはならない。

（補助金交付決定）

- 第9条 市長は、第8条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときには、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに、申請者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由をつけて、補助金不交付決定通知書（第4号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金交付決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（入札又は見積書の徴収等）

- 第10条 申請者は、補助事業を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (1) 1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれるとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 第8条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出する場合、前項の規定により実施した入札の結果がわかる書類又は見積書の写しを添付するものとする。その場合において、第3条第2項に規定する住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションにあっては、対象部分（住宅部分）と対象外（併用部分）が分かる写しを添付すること。
- 3 補助対象経費の確認のため、見積書徴収の際には税抜き、税込み額の表示がなされている見積書を徴収しなければならない。

（補助事業の着手）

- 第11条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、速やかに、事業者と補助事業の実施に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（補助事業の変更）

- 第12条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により補助金交付申請の内容を変更（第3項に掲げる軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第5号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、補助金の交付の変更申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認めた場合は、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（第6号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定後において、事情により補助金交付申請の内容に次の軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第7号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の名称、所在地の変更
 - (2) 第9条第1項に規定する補助金交付決定通知に付された、補助事業の完了期日の変更（ただし、完了期日の延長期間が1か月を超えない場合かつ当該年度の1月末日までに完了する場合は報告を要しないこととする。
 - (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

（補助事業の中止又は取止め）

- 第13条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定後に、事情により補助事業を中止し又は取り止めるときは、事業取下届（第8号様式）に交付決定通知書を添えて当該年度の1月末日までに市長に報告しなければならない。
- 2 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定前に、第8条第1項の規定に基づく申請を取下げの場合は、事業取下届（第8号様式）を交付の決定日までに市長に報告しなければならない。
 - 3 第1項の規定による取下届の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（調査又は報告）

- 第14条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の期間中及び事業完了後、申請者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（事業実績報告）

- 第15条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。
- (1) 事業実績報告書（第9号様式）
 - (2) 事業経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し
 - (3) 契約書（または請書）の写し
 - (4) 補助事業の成果が分かる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日かつ当該年度の1月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の交付額の確定）

- 第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該申請者に対して補助金額確定通知書（第10号様式）をもって通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第17条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還等)

第18条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金がある場合は、当該取消しに係る部分について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条の規定に違反したとき。
- (5) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、当該申請者に対し、速やかに、その旨を補助金交付取消決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 申請者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき横浜市補助金等の交付に関する規則で定める割合に応じた加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき横浜市補助金等の交付に関する規則で定める割合に応じた延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の保存)

第20条 本事業による補助を受けたマンション管理組合は関係資料を補助金交付年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(補助事業実施結果の周知)

第21条 本要綱に基づき補助事業を実施したマンションの管理組合は、速やかに、結果を当該マンションの区分所有者に周知しなければならない。

(担当窓口)

第22条 本事業についての事務は、建築局住宅部住宅再生課が行う。

(業務の委託)

第23条 市長は、本事業の一部を委託により行うことができる。

2 前項により事務の一部を受託した者を「事務局」と称する。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年9月9日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 6 年12月 2 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

【別表】

助言・指導・勧告を行う 判断基準の目安
○管理組合の運営
・管理者等が定められていない ・集会(総会)が年1回以上開催されていない ・理事会が年1回以上開催されていない
○管理規約
・管理規約が存在しない、または必要に応じた改正がされていない
○管理組合の経理
・管理費と修繕積立金の区分経理、適正管理がされていない
○長期修繕計画の作成及び見直し等
・適宜適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない ・長期修繕計画が作成されていない、または見直しがされていない(※) ・大規模修繕工事が実施されていない

※この補助事業においては、

見直しがされていないとは、長期修繕計画を作成または最後に見直した日から
「15年以上」見直しがされていないことを指します。

横浜市長

申 請 者

〒

住 所

管理組合名

代表者職氏名

電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業 補助金交付申請書

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱を遵守します。

1 マンションの名称

2 事業内容

3 補助事業の完了期日（当該年度の1月末日まで）

年 月 日

4 交付申請額

円

5 添付資料

- (1) 補助事業の実施に関する証書（第2号様式）及び総会議事録
- (2) マンション管理組合の管理規約
- (3) マンションの案内図、配置図等
- (4) 補助対象経費の項目・内容が把握できる書類の写し（見積書）
- (5) マンションの検査済証又は確認済証の写し、建築確認申請台帳記載証明
- (6) 委任状 ※代理者が申請を行う場合
- (7) 補助対象経費算出根拠資料 ※併設用途がある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

横浜市長

申 請 者

住 所

管理組合名

代表者職氏名

電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業 補助金の交付申請及び補助事業の実施に関する証書

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第8条の規定に基づき、当該事業の申請及び実施に関し、以下を証します。

長期修繕計画作成していない又は作成から15年以上見直しをしていない管理組合	その他の管理組合 (省エネに関する計画作成)
☐ 次の条件を満たすこと。 ア 総会が年1回以上開催されている。 イ 管理規約がある。 ウ 長期修繕計画作成していない又は作成から15年以上見直しをしていない。 ☐ 長期修繕計画未作成 ☐ 15年以上見直していない (添付書類： <u>既存の長期修繕計画</u>)	☐ 横浜市管理計画認定制度の認定を受けたマンションまたは認定申請の総会決議済みのマンションの管理組合であること。 ☐ 認定取得済み ☐ 認定申請の総会決議済み (添付書類： <u>総会議事録</u>)
	☐ 作成を予定している長期修繕計画に次のいずれかが盛り込まれていること。 ☐ 屋上断熱及び外壁断熱、窓の断熱改修（外窓改修（カバー工法）、真空ガラス等への交換） ☐ その他共用部分の設備（昇降機や集会室等の設備など）高効率化 ☐ 太陽光発電設備の設置 ☐ 蓄電池設備の設置
	☐ 上記の実施時期が、計画期間内の1回目の大規模修繕までであること。

- ☐ 長期修繕計画の作成又は見直しを実施すること及びその経費について当該マンションの管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされていること。

添付書類：総会議事録

- ☐ 横浜市マンション登録制度要綱に基づくマンション登録を行っていること。

過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けている場合の補助内容の確認

- ☐ 要綱第5条第2項に掲げる委託費用（劣化調査診断）に対する補助
☐ 要綱第5条第3項に掲げる委託費用（長期修繕計画作成）に対する補助

(記入上の注意) 該当するものの□欄を ☒ のようにチェックしてください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業補助金は、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 補助金交付決定額

円

2 補助金の交付の時期及び方法

3 補助金の交付条件

- (1) この補助金は、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、事業実績報告書（第9号様式）を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第18条に規定する理由により、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金は、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第9条の規定により、
次のとおり不交付を決定したので通知します。

マンション	名 称	
	所 在 地	
	代表者職氏名	
理 由		

横浜市長

申 請 者 〒
住 所
管理組合名
代表者職氏名
電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
事業内容変更申請書

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第9条第1項の規定による補助金の交付決定を受けましたが、事情により申請の内容を変更しますので、同要綱第12条第1項の規定により事業内容を変更します。

1 補助対象マンション

名 称	
所 在 地	
補助金交付決定 通知書番号	

2 事業の変更内容

補助金交付申請の 内容変更の概要	
変 更 後 の 補 助 対 象 経 費	
変 更 後 の 交 付 申 請 額	

3 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）の添付書類のうち変更となったもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第12条第1項の規定により申請がありました、補助金の交付の変更については、同要綱第12条第2項の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 変更後の補助金交付決定額

円

2 補助金の交付の時期及び方法

3 補助金の交付条件

- (1) この補助金は、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、事業実績報告書（第9号様式）を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第18条に規定する理由により、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

横浜市長

申 請 者 〒
住 所
管理組合名
代表者職氏名
電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
事業内容変更報告書

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第9条第1項の規定による補助金の交付決定を受けましたが、以下の事情により申請の内容を変更しますので、同要綱第12条第3項の規定により報告します。

1 補助対象マンション及び事業の変更

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書 番 号	
補助金交付申請の 内 容 変 更 の 概 要	

年 月 日

横浜市長

申 請 者 〒
住 所
管理組合名
代表者職氏名
電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
事業取下届

年 月 日付けで申請した補助事業について、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり申請手続きを取り下げます。

1 補助対象マンション及び事業の変更

マ ン シ ョ ン 名	
所 在 地	
補 助 金 交 付 決 定 番 号 (交付決定後のみ)	
取 り 下 げ 理 由	

添付書類

1 交付決定通知書

横浜市長

申請者 〇
住 所
管理組合名
代表者職氏名
電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業
が完了したので、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第15条第1
項の規定により関係書類を添え、次のとおり報告します。

1 マンションの名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円

補助金の精算額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 補助事業の成果

5 補助事業により長期修繕計画を作成又は変更した場合の総会決議時期（予定）

6 添付資料

- (1) 事業経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し
- (2) 契約書（または請書）の写し
- (3) 補助事業の成果が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金額確定通知書

年 月 日 第 号で交付の決定をした横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業補助金については、先に提出された事業実績報告書を審査の結果、次のとおり確定したので、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第16条の規定により通知します。

補助金交付確定額 円

年 月 日

(請求先)
横浜市長

申 請 者 〒
住 所
管理組合名
代表者職氏名
電 話 ()

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金額の確定通知を受けた横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業補助金を、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第17条の規定により次のとおり請求します。

建 物	名 称 (マンション名)										
	所 在 地	横浜市 区									
補助金額の確定通知番号		年 月 日 第 号									
マンション長期修繕計画作成促進モデル事業補助金請求額				百 万			千			円	
振 込 先 金 融 機 関		金 融 機 関 名		銀 行 支 店							
		口 座 番 号		普 通 ・ 当 座							
		口 座 名 義 人		フリガナ							

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業
補助金交付取消決定通知書

補助金の交付決定を取り消しましたので、横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第18条第2項の規定に基づき、通知します。

交 付 決 定 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
取 消 理 由	